

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel: 03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年1月25日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html) を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 161061

国名：エジプト 担当：中東・欧州部

案件名：エジプト日本学校（EJS）普及に向けた情報収集・確認調査

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年1月25日から2017年1月31日12：00まで
※受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
※配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年1月25日から2017年1月31日23：59まで
※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年2月10日12：00まで
※提出場所はJICA本部1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：2月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：3月上旬～3月中旬

2 業務の内容

エジプトでは、初等教育純就学率が97.1%（2012年、大学前教育戦略2014-2030）と高いものの、高い失業率（少ない雇用数）と相まって試験熱が加速されるなど学力偏重である。学校では、社会性、協調性、及び規律等の社会的能力を醸成する教育が欠如しており、児童の社会的能力の開発が進んでいない。かかる背景を受け、2016年2月の日・エジプト首脳会談後には日・エジプト共同声明において、エジプトの若者の能力を強化し、同国の平和・安定・発展及び繁栄の促進に資することを目的とした「エジプト・日本教育パートナーシップ」（以下「EJEP」という。）が発表された。

本調査では、2015年8月から2016年7月にかけて実施された調査「エジプト基礎教育分野に係る情報収集・確認調査」（以下「基礎調査」という。）の内容や現在実施中の関連調査の進捗を踏まえ、EJEPの下で準備中の、EJSの開校を中心とする基礎教育分野における取組の進捗・準備状況、これら取り組みの推進に必要な財源及び政府の基礎教育分野における財務状況等に係る情報を収集・分析し、課題を明確化した上で機構による包括的な支援策（案）を検討する事を目的として実施する。具体的な調査内容は以下の通り。

- (1) エジプト基礎教育セクターにおける政策・施策、行政（中央及び地方）及び財政/財務状況に関する情報収集及び達成状況、課題・需給ギャップ分析
- (2) 主要ドナーのエジプト基礎教育セクターに関する戦略・開発動向に関する情報収集及び達成状況・課題分析
- (3) 既存の調査内容を踏まえたEJS開校を中心とする基礎教育分野における取組の進捗・状況確認（政策・法令・規則等整備、人材確保及び育成、生徒募集、施設・資機材整備、財源確保含む）及び課題分析
- (4) エジプトにおける一般/セクター財政支援、特に開発政策借款（DPL、P for R等）に関する情報収集及び課題分析
- (5) 上記を調査・分析を踏まえた支援策（案）の提案、積算及び運用効果指標策定の基礎データ収集
- (6) 他国での類似事例や取り組み例に関する情報収集及び分析

3 条件等

- (1) 参加要件
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- (2) 参加の制限
特になし。

4 契約期間（予定）

2017年3月下旬～2017年7月下旬

5 想定人月（予定）

13.25 M/M

以上